

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 27 日

各都道府県 L P ガス料金支援等担当課 御中

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室

重点支援地方交付金を活用した L P ガス料金支援の継続のお願い

日頃より資源エネルギー行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

また、各地方公共団体におかれましては、地域の実情に応じたエネルギー価格の高騰に対する支援として、L P ガス（コミュニティーガス（旧簡易ガス）を含む、以下同じ。）の料金支援等を講じていただいております、その点につきましても重ねて御礼申し上げます。

令和 6 年 11 月に国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策が閣議決定され、重点支援地方交付金の追加が行われましたが、今回、令和 7 年度予備費を活用し、「重点支援地方交付金」の増額（推奨事業メニュー分：1,000 億円）が措置されました。

これを踏まえ、各地方公共団体におかれましては、地域のエネルギーとして重要な L P ガスの料金支援を継続し、重点的・効果的な負担軽減対策を講じることを御検討いただきますようお願いいたします。

このようなお願いをするにあたり、一部地方公共団体で既に講じられた L P ガス料金支援の優良な活用事例をまとめましたので、ご参照いただければ幸いです。

各都道府県におかれましては、関係部局及び都道府県内の各市区町村に対してもこの旨周知いただきますようよろしくお願いいたします。

【添付資料】

（別添 1）令和 7 年 5 月 27 日付け内閣府地方創生推進室事務連絡抜粋

（別添 2）地方創生臨時交付金を活用した L P ガスに特化した支援事例

（別添 3）地方創生臨時交付金を活用した L P ガス料金対策

（照会先）

経済産業省 資源エネルギー庁
資源・燃料部燃料流通政策室

L P 担当 松原、林崎、宇野

直通 03-3501-1320

事務連絡
令和7年5月27日

各都道府県

財政担当課

市町村担当課

地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

令和7年度一般会計予備費の使用の閣議決定を踏まえた
「重点支援地方交付金」の取扱い等について

本日付で令和7年度一般会計予備費（以下「令和7年度予備費」という）の使用が閣議決定され、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」という。）の推奨事業メニュー分として1,000億円の増額が措置されました。

これを踏まえ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（以下「制度要綱」という。）について所要の改正を行い、推奨事業メニューの取扱いについて下記のとおり定めましたのでお知らせします。

つきましては、今般お知らせする情報を踏まえ、重点支援地方交付金を活用した支援について、可能な限り早期の予算化に向けた検討を進めていただくとともに、執行にあたっては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されるようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 重点支援地方交付金の取扱いについて

これまで、重点支援地方交付金については、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かに必要な事業を実施する取組を支援してきたところです。

今般、「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」（令和7年4月25日、米国の関税措置に関する総合対策本部決定）において、昨年の経済対策に基づく重点支援地方交付金を含む施策について、柔軟かつ早期の執行に取り組むこととされているほか、「今回の関税措置が我が国の物価等に与える影響が不透明であることを踏まえ、物価高対策にも万全を期す」とされているところであり、実施計画の検討に当たってはご留意願います。

各地方公共団体におかれましては、本交付金の趣旨を十分に踏まえ、都道府県・市町村で連携を図りながら、重点支援地方交付金を有効に活用し、事業の効果的な実施に取り組むようお願いいたします。

2. 重点支援地方交付金の交付対象事業等について

(1) 交付対象事業

○基本的考え方

重点支援地方交付金の交付対象事業の基本的な考え方は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業とします。（地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁の円滑化のための事業、地方公共団体における水道料金の減免も可能です。）

なお、ここで「事業者」とは、何らかの業を営む個人又は法人等（法人形態は問わない。）をいうものとし、民間団体のみならず公的団体も対象となります。

交付対象となる地方単独事業の条件は以下のとおりです。

○地方単独事業

令和7年度予備費に係る交付対象となる地方単独事業のうち令和7年度実施計画に記載可能な事業は、以下のいずれかに該当する事業です。

- ・ 地方公共団体の令和7年度予算に計上され、実施される事業
- ・ 地方公共団体の令和7年度予算に計上された予備費により実施される事業

なお、地方公共団体の令和6年度予算に計上され実施される事業及び地方公共団体の令和6年度予算に計上された予備費により実施される事業については、令和7年度予備費に係る令和7年度実施計画に記載することができません。

○推奨事業メニュー

以下の①から⑧までに掲げる地方単独事業を推奨事業メニューとしてお示ししています。エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対する支援として、地域の実情に応じ、きめ細かな取組をご検討ください。

【生活者支援】

①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援

低所得世帯を対象とした、電力・ガス（LP ガスを含む）や灯油をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援

②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

③消費下支え等を通じた生活者支援

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組や LP ガス・灯油使用世帯への給付などの支援

※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

【事業者支援】

⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む）

⑥農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LP ガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援

⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通事業者・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※各地方公共団体が、上記推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業も、その理由を明らかにした場合は交付対象とします。

※地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設に対する事業や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁の円滑化のための事業、地方公共団体における水道料金の減免も交付対象とします。

※①・②等については、NPO法人等への支援を通じて、物価高騰の影響を受けた生活者に直接的に効果が及ぶ事業、③については、マイナンバーカードを利用して各種証明書を発行することができるコンビニ交付サービスにおける各種証明書発行手数料の減免による負担軽減及び防犯意識の高まりを踏まえた防犯性能のある建物部品（ドア、錠など）・固定電話機、防犯カメラ等の設置など防犯対策強化のための取組（青色回転灯等装備車（青パト）の整備への支援、防犯ボランティアへの支援（資器材の購入）、地域社会における闇バイト対策の取組への支援を含む。）に対するプレミアム商品券、マイナポイント又は補助金による支援、⑥については、漁業者や施設園芸農家など農林水産業者における燃料費の負担軽減なども含みます。

(2) 対象外経費

地方単独事業に係る対象外経費については、以下のとおりです。

【対象外経費】

① 職員の人件費

地方公共団体の職員の人件費（物価高騰対応のための体制拡充等に必要となるもの（任期の定めのない常勤職員の給料分を除く。）を除く。）

② 用地費

用地の取得費

③ 貸付金・保証金

貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの。利子補給金又は信用保証料補助は該当しない。）

④ 物価高騰対応と関連しない施設の整備自体を主目的とするもの

物価高騰対応と関連しない施設整備等のハード事業に係る費用

（物価高騰対応に関連する調達価格の上昇分のうち、実質的な賃上げにつながるものについては対象となる）

⑤ 基金

基金の積立金（以下の要件を満たす基金に積み立てる場合を除く。）

【対象となる基金の要件】

① 基金を取り崩した場合に、対象事業に充当されることが条例により担保されているものであること

② 対象事業は、以下に該当するものであること

イ 利子補給事業又は信用保証料補助事業

ロ イのほか、事業の内容（交付対象者、充当する経費等）が明確になっており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第4条第2項に規定する基金事業等であって、不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業又は当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもののいずれかに該当すると認められるもの

③ 令和7年度末までに事業着手（利子補給契約の締結等）すること

④ 原則として、②イに該当する事業の財源とする基金については令和12年度末[※]まで、②ロに該当する事業の財源とする基金については令和9年度末[※]までに廃止するものであること

※ 令和7年度に事業着手する基金の場合に限る。

⑤ 果実を含めて交付金が原資になっている部分について厳格な区分経理を行うこと（「財政調整基金」、「減債基金」への積立は認められない。）

なお、上記対象となる基金の要件のうち②ロを検討される場合、当該要件に該当するかについては、事業内容等の詳細を明らかにした上で、事前に内閣府まで相談されるようお願いします。

3. 重点支援地方交付金の交付限度額について

令和7年度予備費で措置された1,000億円を推奨事業メニュー分として配分することとします。推奨事業メニューに係る交付限度額は、人口や物価上昇率等を基礎として算定した額とし、制度要綱別紙1（13）の算式により、別に定める乗率を次に掲げる数値として算定した額とします。

- ・都道府県分 $\alpha = 0.992731020$
 $\gamma = 0.975442189$
- ・市町村分 $\alpha = 1.005059029$
 $\gamma = 0.977755713$

これをもとに算定した地方公共団体ごとの交付限度額は、別途通知します。

4. 重点支援地方交付金の活用にあたっての留意点について

重点支援地方交付金の活用にあたっては、引き続き効率的・効果的な事業に活用するとともに、地方公共団体において実施する個々の事業の必要性、経済対策との関係、内容の妥当性、運用方法及び執行状況など説明責任をしっかりと果たしていただくようお願いします。

なお、事業の実施にあたっては、説明責任を果たし、適切に執行いただく観点から、当該事業が、国の重点支援地方交付金を活用した事業であることが客観的に把握できるよう、その旨を事業HPやチラシ等で周知するなど実施状況の公表を行っていただくようお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における会計検査院からの指摘については、指摘の趣旨に鑑み、引き続き重点支援地方交付金においても、内閣府が発出した留意事項を踏まえた適切な執行をお願いします。

特に、次の（１）又は（２）に該当する事業については、引き続き、以下のとおり取り扱うので、ご留意ください。

（１）特定の事業者等に対する支援措置

特定の個人又は事業者等（一定の客観的基準に該当する事業者全てを対象に助成するものではなく、特定の一部の者に限り助成するもの）に対する支援事業（運営費支援や使途が特定されていない給付金等に該当するもの）については、各地方公共団体において、物価高騰への対応としての必要性や費用対効果を十分に吟味した上で、実施することが望ましく、これに該当する一定規模以上の事業については、説明責任を果たす観点から、内閣府において事業概要等を公表することがあります。

特定の個人又は事業者等に対する支援事業のうち、一の個人又は事業者等当たり1,000万円以上を支援するもの（住民の日常生活を維持するために緊急でやむを得ず行うもの及び支援対象を不特定多数の者から公募手続等を経て選定するものを除く。）については、各地方公共団体において、別紙1の様式により事業内容をホームページ等で公表するとともに、当該公表に係るURL及び公表内容等を「事業の概要」列及び「参考資料」列等に記載した上で、実施計画を提出するものとします。

(2) 個人を対象とした給付金等

個人を対象とした給付金等（給付金、交付金等、名称の如何を問わず、「金銭」を支給するもの。「地域振興券」等の交付や「公共料金」等の減免は該当しない。）については、経済対策の効果的・効率的な実施の観点から、給付対象を合理的な範囲とする場合又は緊急性がありやむを得ない場合に実施計画への記載を認めることとし、その旨を実施計画の「事業の概要」列及び「参考資料」列等に明示してください。

5. 令和7年度実施計画の作成と提出について

(1) 実施計画の提出

今般措置された重点支援地方交付金の「推奨事業メニュー」に関する令和7年度予備費に係る令和7年度実施計画については、令和7年6月30日までにご提出ください（別紙2）。また、実施計画の提出期限後に内閣府地方創生推進室において実施計画の確認（掲げられた事業が物価高騰対応である旨の記載があること、必要事項の記載漏れの有無、対象外経費に充てていないこと等）を行い、各地方公共団体宛てに確認結果の通知を行います。

（令和7年度予備費に係る令和7年度実施計画について）

第1回提出期限：**令和7年6月30日（月）12:00【厳守】**

※第1回提出期限までに令和7年度予備費に係る令和7年度実施計画の提出が間に合わない場合も、6月30日（月）までに内閣府までご相談ください。

※なお、令和6年度補正予算に係る令和7年度実施計画の提出期限は、令和7年6月13日（金）となりますのでご注意ください。（令和7年度予備費と併せて検討される場合は、6月30日（月）までにご提出ください。）

第2回提出期限：**令和7年10月31日（金）12:00【厳守】**

(2) 実施計画の提出方法・提出先

実施計画の提出は、従来と同様に、各都道府県を通じ、内閣府地方創生推進室まで、メールにて提出していただく予定です。具体的な提出方法については追って連絡します。

(3) 提出資料

提出資料は、従来と同様に、令和7年度実施計画、チェックリスト、基金調べ（該当ある場合）です。各様式及び記入要領は、追って連絡します。

(4) 令和7年度実施計画の変更について

提出した令和7年度実施計画に掲げる交付対象事業の追加・変更は、内閣府が実施計画の提出を受け付けている時期にのみ可能です。重点支援地方交付金の趣旨も踏まえ、早期の執行に努めるとともに円滑な事業の遂行の観点から実施予定又は実施している事業は、実施計画に掲載し、交付決定を受けるようお願いします

(5) 令和7年度実施計画の公表について

重点支援地方交付金を活用して実施する事業の実施内容を地域住民が早期に把握できるようにするため、交付決定を受けた後、内閣府から確認を受けた令和7年度実施計画を地方公共団体のホームページ等で速やかに公表してください。

6. 実施状況の公表及び効果の検証について

重点支援地方交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果については、これまでも、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の制度創設時から「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について」（令和2年5月1日付け事務連絡）等により、各地方公共団体において、事業終了後に、事業の実施状況や効果を公表するようお願いしており、「令和5年度予算の編成等に関する建議」（財政制度等審議会令和4年11月29日）においても、「地域住民が事業の実施状況や効果を把握できるよう、また、地方公共団体間で政策を相互に比較し改善につなげることが可能となるよう、制度を所管する内閣府及び地方公共団体は公表を速やかに進めるべきである。」とされています。重点支援地方交付金においても、引き続き、各地方公共団体における公表状況に係る各方面からの要請を踏まえ、実施状況及びその効果の公表について、制度要綱第5の3に規定していますので、ご留意ください。

事業の実施状況及びその効果の検証の公表に当たっては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「臨時交付金を活用した事業の実施状況及びその効果に関する公表状況調べの結果について（周知）」（令和5年8月7日付け事務連絡等）で周知した調査結果及び公表例も参考とし、各地方公共団体において、事業目的・事業内容に応じて、アンケート調査その他の適切な方法により効果を測定するとともに、ホームページへの掲載によりその内容を一般に閲覧できるようにするなど、広く透明性を持った手法を行い、事業完了の翌年度末までに公表してください。

また、事業完了の翌々年度の4月には、実施状況及びその効果の公表の完了を内閣総理大臣あてにご報告いただくこととしております。報告の様式については後日改めて連絡します。なお、地方公共団体における実施状況の公表に加えて、実施計画に記載される全事業の事業概要や事業費等の記載内容（「成果目標」及び「地域住民への周知方法」を含む。）について、内閣府においても、ホームページ等で速やかに公表することとしているので、あらかじめご留意ください。

実施計画の提出に当たっては、過年度の事業の実施状況及びその効果の検証結果を踏まえ、さらに効果が高まるようにご留意の上、事業内容を記載ください。

さらに、令和7年度中に完了した事業等を対象として、アンケート調査等へのご協力をお願いすることがありますので、あらかじめお知らせします。

<関係資料一覧>

- 別添 1 重点支援地方交付金の追加
- 別添 2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱
- 別添 3 令和 6 年度・令和 7 年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得世帯支援枠・推奨事業メニュー） 地方公共団体職員向け Q & A（第 5 版）
- 別添 4 米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ（概要）
- 別紙 1 特定事業者等支援に関する公表様式
- 別紙 2 令和 7 年度地方創生臨時交付金の執行スケジュール

以上

【問合せ先】

（制度の内容・予算執行に関する内容について）

内閣府地方創生推進室

e-mail : e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

重点支援地方交付金

<追加額 1,000億円>

令和7年度5月予備費

○ 推奨事業メニュー(1,000億円)

生活者支援

① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援

低所得世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)や灯油をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援

② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

③ 消費下支え等を通じた生活者支援

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に 対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付などの支援

※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)

⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援

⑧ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

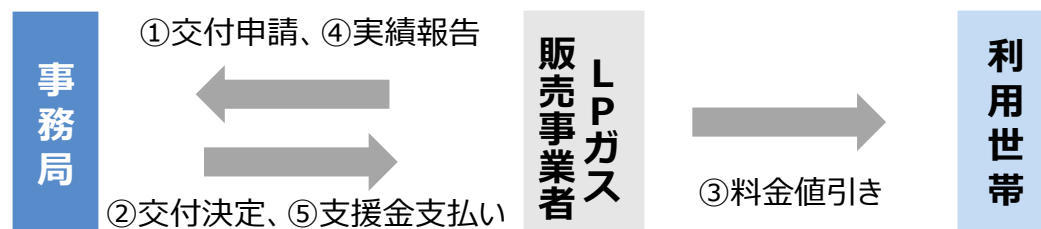
※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた価格転嫁の円滑化のための活用も可能。また、地方公共団体における水道料金の減免にも活用可能。

地方公共団体が実施するLPガス料金対策

栃木県

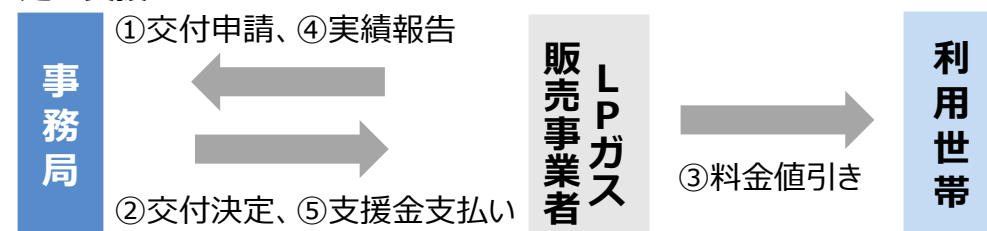
- **支援対象**：LPガス消費者
- **支援方法**：LPガス料金上昇の影響を受ける県内一般家庭等の負担軽減策として、LPガス販売事業者を通じて使用料金の値引きを行い、利用世帯を支援
- **予算規模**：約9億円
- **支援期間**：令和6年3月（又は4月）



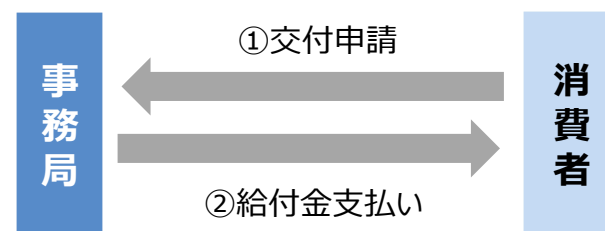
島根県

- **支援対象**：LPガス消費者
- **支援方法**：国が直接行う都市ガス等の価格高騰対策に含まれていないLPガスの消費者に対し、LPガスの利用料金の一部を支援
- **予算規模**：約6.1億円
- **支援期間**：令和5年10月～令和6年4月

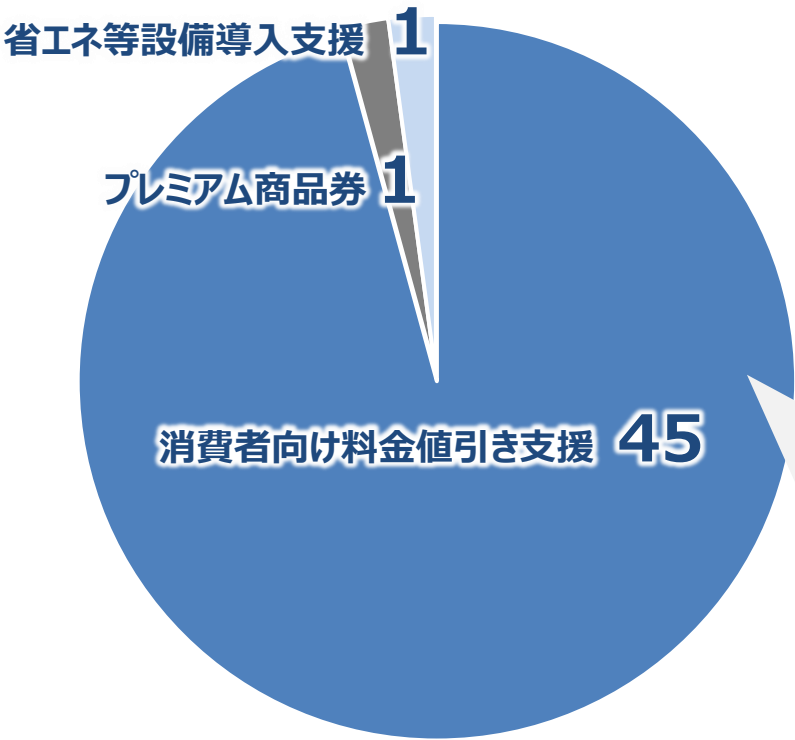
● 定額支援



● 従量支援（7ヵ月合計使用量200m³以上）



- 令和6年度補正予算により、交付金6000億円を積み増し。
- これを受け、全ての都道府県でLPガス支援を含むエネルギー対策の実施が決定。うち46の都道府県で消費者向け支援を実施。



都道府県におけるLPガス料金支援

北海道（契約当たり2,000円）	滋賀（月1,200円×2か月）
青森（契約当たり2,000円）	京都（月1,000円）
岩手（契約当たり1,300円）	大阪（契約当たり3,000円）
宮城（契約当たり1,600円）	兵庫（契約当たり450円）
秋田（月1,000円×2か月）	奈良（契約当たり600円）
山形（契約当たり2,000円）	和歌山（月1,000円×6か月）
福島（契約当たり600円）	鳥取（契約当たり1,200円）
茨城（契約当たり600円）	島根（契約当たり1,200円）
栃木（契約当たり660円）	岡山（月800円×2か月）
群馬（契約当たり1,200円）	広島（契約当たり1,170円）
埼玉（契約当たり1,500円）	山口（月1,500円×2か月）
千葉（契約当たり1,300円）	徳島（月1,000円×2か月）
東京（契約当たり3,000円）	香川（契約当たり1,500円）
神奈川（契約当たり1,500円）	愛媛（契約当たり1,000円）
新潟（契約当たり550円）	高知（月650円×2か月）
山梨（省エネ等設備導入支援）	福岡（契約当たり1,500円）
長野（契約当たり1,000円）	佐賀（契約当たり1,300円）
静岡（契約当たり1,600円）	長崎（契約当たり1,400円）
富山（契約当たり1,600円）	熊本（利用世帯に5,000円を支給）
石川（契約当たり1,000円）	大分（契約当たり1,600円）
岐阜（契約当たり1,500円）	宮崎（プレミアム商品券）
愛知（契約当たり1,600円）	鹿児島（契約当たり1,400円）
三重（月1,200円）	沖縄（月300円×6か月）
福井（契約当たり1,600円）	

※4月24日時点 資源エネルギー庁調べ